

【居宅介護・重度訪問介護および同行援護】利用料と利用者負担額について

令和2年4月1日 現在

利用者は、利用者負担分として次の居宅介護利用料の1割を事業者にお支払いいただきます。ただし、所得に応じて1カ月の負担額が定められます。なお、障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

代理受領した金額及びサービス内容については、利用者へお知らせします。

利用者負担の減免について

(利用者負担に関する月額上限)

- ・1カ月あたりのサービス利用にかかる利用者負担については、所得に応じて次のとおり負担上限額が設定され、それ以上の負担はありません。
- ・利用者負担上限額は、受給者証の利用者負担に関する事項に記載されています。

所得区分		負担上限 月額
生活保護		なし
低所得	低所得1	
	低所得2	
一般1	居宅で生活する障がい児(加齢児を除く)	4,600円
	居宅で生活する障がい児(加齢児を含む)及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2		37,200円

(利用者負担上限額の管理)

- ・利用者が「利用者負担上限額管理対象者に該当し、複数の事業所から障がい福祉サービスを利用する場合で本会の事業所が利用者負担の上限額管理者になったときは当該市町村へその旨をお届けします。
- ・上限額管理者となった場合は、利用者負担上限額管理結果表を作成するなど必要な上限額管理事務を行います。

(利用者負担の減額)

- ・軽減措置に適用となった利用者へ居宅介護等を提供した際には、受給者証に記載された利用者負担上限月額を超えた額については徴収いたしません。

居宅介護の利用料

区分 利用時間	身体介護等		家事援助	通院介助 (身体介護を伴わない)
	① 居宅における身体介護	② 通院介護（身体介護を伴う）		
30分未満	2,490円		1,020円	1,020円
45分未満	-		1,480円	-
1時間未満	3,930円		1,910円	1,910円
1時間15分未満	-		2,320円	-
1時間30分未満	5,710円		2,680円	2,680円
1時間30分以上	市町村が特に必要と認めた場合、 30分ごとに810円追加		市町村が特に必要と認めた場合、 15分ごとに340円追加	30分ごとに 680円追加

重度訪問介護の利用料

区分 利用時間	重度訪問介護		
	基本	重度障がい等	障がい支援区分6
1時間未満	1,840円	2,120円	2,000円
1時間30分未満	2,740円	3,160円	2,980円
2時間未満	3,660円	4,210円	3,970円
2時間30分未満	4,570円	5,260円	4,960円
3時間未満	5,490円	6,320円	5,960円
3時間30分未満	6,390円	7,360円	6,940円
4時間未満	7,310円	8,420円	7,940円
4時間以上8時間未満	8,160円+30分ごとに 850円追加	9,390円+30分ごとに 980円追加	8,860円+30分ごとに 920円追加
4時間以上12時間未満	14,960円+30分ごとに 850円追加	17,210円+30分ごとに 980円追加	16,420円+30分ごとに 920円追加
12時間以上16時間未満	21,710円+30分ごとに 800円追加	24,970円+30分ごとに 920円追加	23,560円+30分ごとに 870円追加

※病院等に入院または、入所中で90日以上利用した場合は、上記金額の80%の額とします。

同行援護の利用料

区分 利用時間	同行援助		
	① 身体介護を伴う場合	② 身体介護を伴わない場合	③ 平成30年4月以降に 支給決定を受けた場合
30分未満	2,570円	1,050円	1,840円
1時間未満	4,060円	2,000円	2,920円
1時間30分未満	5,910円	2,790円	4,210円
2時間未満	6,740円	3,490円	4,850円
2時間30分未満	7,580円	4,190円	5,480円
3時間未満	8,420円	4,890円	6,110円
3時間以上	30分ごとに830円追加	30分ごとに700円追加	30分ごとに630円追加
4時間以上12時間未満	14,960円+30分ごとに 850円追加	17,210円+30分ごとに 980円追加	16,420円+30分ごとに 920円追加

※平成30年3月31日時点において、現に同行援護の支給決定を受けている方は受給者証の支給決定の有効期限に限り、①または②の利用料を算定することができる。

2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

- ・1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合などで、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2人分の利用者負担額をいただきます。

日中時間帯以外の利用料

利用時間	利用料
午後6時から午後10時まで	上記金額の125%の額
午後10時から午前6時まで	上記金額の150%の額
午前6時から午前8時まで	上記金額の125%の額

重度訪問介護について

- ・移動中の介護を実施した場合の追加料金

利用時間	追加料金
1時間未満	1,000円
1時間以上1時間30分未満	1,250円
1時間30分以上2時間未満	1,500円
2時間以上2時間30分未満	1,750円
2時間30分以上3時間未満	2,000円
3時間以上	2,500円

福祉・介護職員処遇改善加算

項目	福祉・介護職員処遇改善加算計算
居宅介護	月のサービス利用負担分 × 30.2%
重度訪問介護	月のサービス利用負担分 × 19.1%
同行援助	月のサービス利用負担分 × 30.2%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（新規）

項目	福祉・介護職員等特定処遇改善加算計算
居宅介護	月のサービス利用負担分 × 5.8%
重度訪問介護	月のサービス利用負担分 × 3.6%
同行援助	月のサービス利用負担分 × 11.5%

【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー事業所】

住所：〒010-0976 秋田市八橋南1-8-2

電話：018-866-1343 FAX：018-866-1368

【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市社協ホームヘルパー河辺出張所】

住所：〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1

電話：018-881-1205 FAX：018-882-3467